

社会福祉法人桑折町社会福祉協議会評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑折町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会及びその他の会議等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償及び旅費)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会及びその他の会議等に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 評議員が、その職務のため、遠隔地において開催される会議等に出席する場合、その出席のために必要な交通費の実費が、前項に規定する費用弁償額を超える場合には社会福祉法人桑折町社会福祉協議会旅費規則に基づき、旅費を支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行と同時に社会福祉法人桑折町社会福祉協議会役員等費用弁償規程は廃止する。